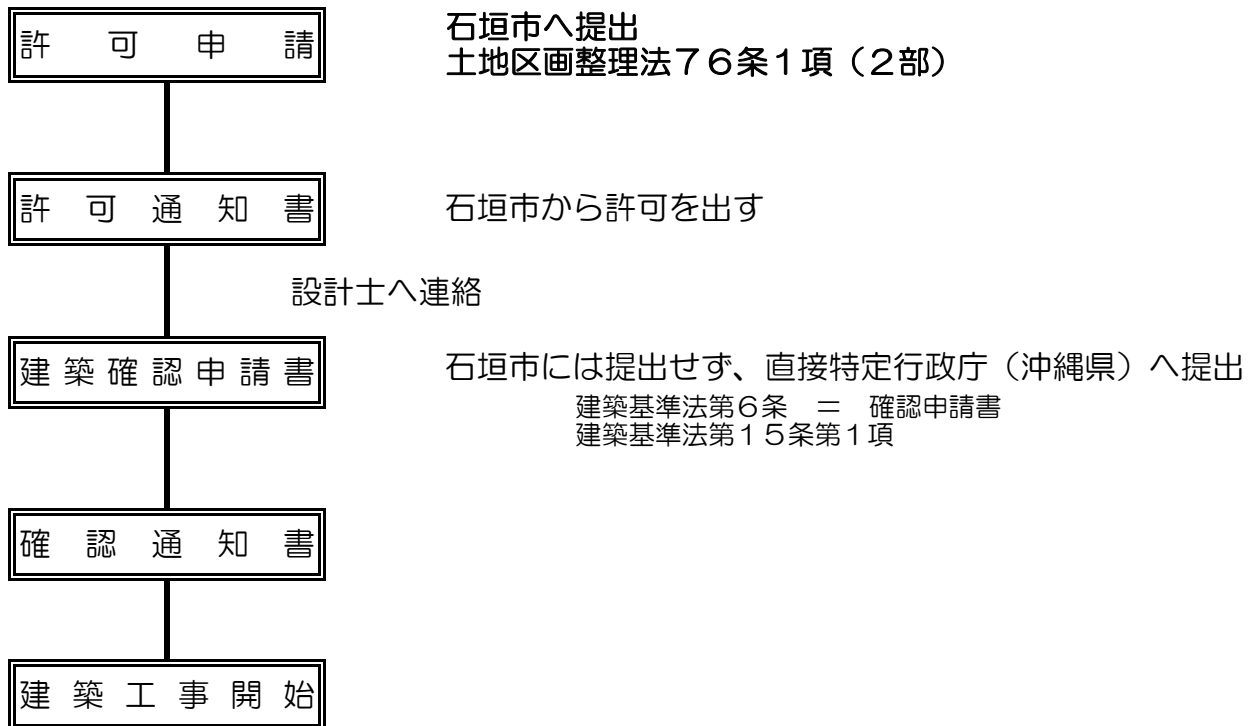


土地区画整理事業の施行地区内における建築行為の流れ



土地区画整理法第76条1項 建築許可申請に必要な書類等

- ① 許可申請書…2部
- ② 委任状…本人署名の実印 (設計士等へ委任する場合に必要)
- ③ 誓約書…本人署名の実印使用 (建築主)
- ④ 印鑑証明書(建築主)
- ⑤ 登記簿謄本(建築主)
- ⑥ 公 図 (法務局)
- ⑦ 換地予定地証明書
- ⑧ 仮換地指定図
- ⑨ 登野城地区区画整理事業 位置図
- ⑩ 案内図・配置図
- ⑪ 面積表
- ⑫ 平面図
- ⑬ 断面図
- ⑭ 立面図
- ⑮ 借地の場合(借地承諾(証明)書・印鑑証明書を添付)
- ⑯ その他市担当者が必要と認める書類等

申請が必要です。
※代理申請の場合は委任状が必要となります。